

2016（平成28）年度 京都府委託事業 要約筆記者養成講座（前期）実施要項

1 目的 障害者総合支援法における要約筆記者派遣事業の担い手となる要約筆記者の養成を行う。要約筆記とは、聴覚障害のある方（とりわけ難聴者、中途失聴者）のために、話の内容をその場で文字にして伝えること。この講座は要約筆記の技術を習得し、会議や講演等でコミュニケーション支援の活動を行うことを希望する者を対象に開催する。手書きにより伝える「手書きコース」と、パソコンに入力して伝える「パソコンコース」の2コースを実施する。

2 主催 京都府

3 主管 社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会

4 協力 京都府難聴者協会
京都府要約筆記サークル連絡会

5 受講資格

講座受講後、京都府の要約筆記者として登録し、活動が可能な者（住所は問いません）

パソコンコース受講を希望する者は、ノートPC（Windows Vista 以上、ウイルス対策ソフトインストール済、LAN ケーブル接続可能）を持参し、文章入力速度 おおむね 70 字／分以上、パソコンの基本的操作の出来る者

※パソコン要約筆記用ソフトをインストールするために上記のパソコン環境が必要。

※パソコン操作に関する指導は行いません。ウイルスソフトの種類によりネットワーク接続ができない場合がありますが、基本的操作以外の指導はできません。

※パソコンに関する上記条件に満たないと判明した場合は、受講ができない場合があります。

6 研修内容・会場

研修会（必須）

日程：共通講座6日間（手書き、パソコンとも）

11/16、11/30、12/7、12/21、1/11、1/25

コース別1日間（手書きまたはパソコンコース）

手書きコース 2/1

パソコンコース 2/8

時間：午前10:00～午後4:00（休憩を除く5時間）

会場：京都府聴覚言語障害センター

※後期（平成28年度実施）はパソコン、手書きそれぞれ7日間で実施。

開催日時は調整中。

7 受講料 無料 但しテキスト代3400円ならびに教材等1部自己負担あり

8 申込方法

FAXまたはハガキに住所・氏名・年令・府外に在住の場合は勤務先または通学先を記入し下記まで申し込みのこと。別途、受講票およびカリキュラムを申込み者に郵送する。

9 申込受付期間

2016（平成28）年10月1日～10月31日

10 申込・問い合わせ先

〒610-0121

城陽市寺田林ノ口11-64

京都府聴覚言語障害センター 京都府要約筆記者養成講座 事務局

FAX 0774-55-7708 電話 0774-30-9000